第 935号(平成 26年 12月 25日 発 行)

発行日 5日、15日、25日

横浜市報

発行所

横浜市役所

横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

<mark>[規則]</mark>	
△ 地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき市長が定める職に関する規則の一部を改正	Eする 4
規則【総務局人事課】	
△ 横浜市児童相談所長委任規則等の一部を改正する規則【こども青少年局障害児福祉保領	-···-
△ 横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る	6 6
境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【建築局中高層調整課】	
△ 横浜市市税条例に基づく控除対象寄附金の指定【財政局税制課】	22
△ 通知カード・個人番号カード関連事務の委任【市民局窓口サービス課】	23
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医	医療機 24
関(精神通院医療)の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	→.+\.\.\.
△ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医問、付けはアロスを表している。	医療機 25
関(精神通院医療)の廃止【健康福祉局障害企画課】	# = ## oa
△ 横浜市港湾施設使用条例第2条第2項の規定に基づく港湾施設の告示の一部改正【港湾 ************************************	弯局管 26
財第一課】	o# → oπ
△ 横浜市港湾施設使用条例附則第3項の規定に基づき貸し付けることができる港湾施設の の	つ告示 27
の一部改正【港湾局管財第一課】	00
△ 横浜市都市計画マスタープラン緑区プランの公表【緑区区政推進課】	28
[公告] △ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活	5動支 29
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の設立の認証の申請【市民局市民活 援課】	1到人 29
	引市民 31
△ 特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請【市民局活動支援課】	訓[]氏 31
	33
	35
△ 大規模小売店舗の廃止の届出【経済局産業立地調整課】 △ 平成27年度に横浜市風力発電所で発電する電力の売却に関する一般競争入札の施行【環	
当局環境エネルギー課】	於完后! 30
△ 公園の一時利用停止【環境創造局公園緑地管理課】	38
△ 排水設備指定工事店の変更【環境創造局管路保全課】	39
△ 建築協定に加わる意思の表示【建築局建築情報課】	40
△ 開発行為に関する工事の完了【建築局調整区域課】	41
△ 同 【建築局調整区域課】	42
△ 同 【建築局調整区域課】	43
△ 同 【建築局調整区域課】	44
△ 同 【建築局調整区域課】	45
△ 同 【建築局調整区域課】	46
△ 同 【建築局調整区域課】	47
△ 同 【建築局調整区域課】	48

49

【建築局調整区域課】

 \triangle

同

\triangle	同 【建築局調整区域課】	50
\triangle	同	51
\triangle	同 【建築局調整区域課】	52
\triangle	同 【建築局調整区域課】	53
\triangle	建築基準法に基づく道路の位置の指定【建築局調整区域課】	54
\triangle	展案基準体に基づく短路の位置の指定 【建築局調整区域課】 同 【建築局調整区域課】	55
	同同學學的學學學的學學學的學學學的學學學的學學學的學學學的學學學的學學學學學學學	56
\triangle	国	57
	世紀本中はに基づく相に追路の廃止【建築用建築追路珠】 同 【建築局建築道路課】	58
\triangle	同 【建築局建築道路課】	59
\triangle	同同學學的學家可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可	60
\triangle	同同學學的學家可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可以不可	61
	•	
\triangle	同【建築局建築道路課】	62
\triangle	建築基準法に基づく指定道路の一部廃止【建築局建築道路課】 同 【建築局建築道路課】	63
\triangle		64
\triangle	同日本の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の	65
\triangle	同 【建築局建築道路課】	66
\triangle	同【建築局建築道路課】	67
\triangle	市街地再開発組合の事業計画変更の認可【都市整備局市街地整備調整課】	68
\triangle	日ノ出町駅前A地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可に係る関係図書の縦覧【都市整	69
	備局市街地整備調整課】	
		5 0
\triangle	地縁による団体の認可【青葉区地域振興課】	70
\triangle		
_	同同同學的學術學的學術學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學	71
_ [区	<u>- 公告</u>]	
_ [z	[公告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】	72
	[公告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】	72 73
	[公告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】	72 73 74
	全公告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】 同 【	72 73
	[公告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】 同 【 【 D	72 73 74 75
	全公告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】 同 【 III 【 III	72 73 74
	金の	72 73 74 75
	全公告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】 同 【 「戸塚区総務課】 「防局】 消防法に基づく措置命令【査察課】 「院経営局】 横浜市病院経営局公印規程等の一部を改正する規程【総務課】	72 73 74 75 76
	全の性性 生性 全の性性 全の性 全の性 全の性性 全の性 全の性性 全の性性 全の性性 全の性性 全の性性 全の性性 全の性	72 73 74 75
	合数車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】	72 73 74 75 76 77 83
	自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】 同 【加区総務課】	72 73 74 75 76
	会会告] 自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】 同 【 I I I I I I I I I I I I I I I I I I	72 73 74 75 76 77 83
	会会 日	72 73 74 75 76 77 83 85
	金本語 金本	72 73 74 75 76 77 83 85 86 87
	金田 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	72 73 74 75 76 77 83 85 86 87 88
	金本語 金本	72 73 74 75 76 77 83 85 86 87
	自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同	72 73 74 75 76 77 83 85 86 87 88 89
	自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】	72 73 74 75 76 77 83 85 86 87 88 89
	自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】 同 【栄区総務課】 同 【旭区総務課】 同 【旭区総務課】 (72 73 74 75 76 77 83 85 86 87 88 89 90 91
	自動車臨時運行許可番号標の失効【栄区総務課】	72 73 74 75 76 77 83 85 86 87 88 89

横 浜 市 報 定期第 935 号 平成26年12月25日

\triangle	委員長等の氏名	【戸塚区】	94
\triangle	同	【栄区】	95
\triangle	同	【泉区】	96
[正]	誤]		97

横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年12月25日

横浜市長 林 文子

横浜市規則第77号

横浜市環境影響評価条例施行規則及び横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(横浜市環境影響評価条例施行規則の一部改正)

第 1 条 横浜市環境影響評価条例施行規則(平成23年6月横浜市規則第67号)の一部を次のように改正する。

別表第2の10の項中「第3項」を「第4項」に改める。

(横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正)

第2条 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則(平成5年8月横浜市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第5条に次の1項を加える。

2 条例第10条第2項の規定に基づき設置する標識の様式は、第1号様式の2とする。

第7条中「第5条の標識は、」を「第5条第1項の標識にあっては」に改め、「建築工事が」の次に「、同条第2項の標識にあっては既存建築物の解体工事が」を加える。

第9条中「第10条第2項」を「第10条第3項」に改め、同条第2号中「中高層建築物又は大規模建築物を」を「高さが31メートルを超える中高層建築物を」に改め、同号ただし書き中「中高層建築物又は大規模建築物」を「当該中高層建築物」に改め、同条第4号中「第10条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条中第6号を第7号とし、同条第5号中「第11条第1項」の次に「又は第2項」を加え、同条中は第2項」を加え、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 縮尺、方位、寸法、用途地域の別及び用途地域の境界線、敷地境界線、敷地内における中高層建築物等の位置、中高層建築物等の各部分の地盤面からの高さ、中高層建築物等(出版中高層建築物等に附属する機械式駐車装置、看板、広告塔の他これらに類する工作物を含む。)により冬至日の各時刻に地表面に生じさせる日影の形状、中高層建築物の外壁又はこれに代わる柱の面からの水平距離が当該中高層建築物の高

さの2倍となる線、敷地境界線からの水平距離が15メートルとなる線、中高層建築物等に附属工作物機械式駐車装置、看板、広告塔その他これを15メート後後で含む。)の冬至日の真太陽時におる年前9時から置がであまずる。)に日影を生ずる範囲におる建築物の位置を対した図面(以下「実日影図」とは対る建築物の位置を明示した図面(以下「実日影図」とは発物の敷地を除く。)について市長が定める方法により必要な項を記載したもの

第10条第2項中「同条第2項の規定による説明」を「同条第3項の規定による説明(中高層建築物等の建築計画に係る部分に限る。)」に改め、「近隣住民以外の」を削り、同項第3号を次のように改める。

(3) 中高層建築物を建築しようとする場合においては、実日影図

第 10 条 第 2 項 中 第 4 号 を 第 5 号 と し 、 第 3 号 の 次 に 次 の 1 号 を 加 え る 。

- (4) 中高層建築物等の建築工事の概要を記載した書面第10条に次の3項を加える。
- 3 条例第11条第1項後段に規定する説明会の開催は、近隣住民が参加しやすい日時及び場所において2回以上行うものとする。
- 4 条例第11条第2項に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 既存建築物の解体工事の工事期間、工法及び周辺への安全 対策の概要
 - (2) その他既存建築物の解体工事に伴って生ずる周辺の住環境に及ぼす著しい影響及びその対策
- 5 条例第11条第2項の規定による説明に際しては次に掲げる図書をあらかじめ近隣住民に配付し、同条第3項の規定による説明(解体工事計画に係る部分に限る。)に際しては当該図書を周辺住民に配付し、当該図書を用いて説明しなければならない。ただし、これら以外の方法による説明を行うことにつき正当な理由があると市長が認める場合は、この限りでない。
 - (1) 省令第1条の3第1項の1の表(い)項に規定する付近見取図
 - (2) 既存建築物の解体工事の概要を記載した書面
 - (3) その他市長が必要と認める図書
 - 第 11 条 第 3 号 を 次 の よ う に 改 め る。
 - (3) 実日影図に近隣住民に係る建築物及びその敷地並びに土地

(建築物の敷地を除く。) について市長が定める方法により必要な事項を記載したもの

第13条の見出しを「(意見書)」に改め、同条第1項中「(第3号様式の2)」を「(第4号様式)」に改め、同条第2項を削る。

第14条第1項中「建築計画」の次に「又は解体工事計画」を加え、同項第2号中「又は工事施工者」を「、工事施工者、解体工事施工者」を「集第11条第1項から第3項まで」に改める。第15条の見出し中「建築取止届」を「建築取りやめ届等」に改め、同条第1項中「で、かつ、条例第13条第2項又は第3項に規定する通知を市長から受けるまでの間」を削り、「又は第3項に規定する通知を市長から受けるまでの間」を削り、「又は第3項に規定する通知を市長から受けるまでの間」を削り、「又は第3項に規定する通知を市長がら受けるまでの間」を削りたき」の次に「、

「標識設置届

取下届を

近隣説明等報告書

「標識設置届・近隣説明等報告書取下届

に改め、同条第2項を

建築取りやめ届

次のように改める。

2 中高層建築物等の建築主は、当該中高層建築物等の建築計画 を取りやめようとして

標識設置届 • 近隣説明等報告書取下届

を市長に提出したときは

建築取りやめ届

、建築計画中止のお知らせ(第7号様式)を設置し、相当な期間掲出しておかなければならない。

第 17 条 中 「 近 隣 住 民 、 周 辺 住 民 、 近 接 住 民 又 は 地 域 住 民 及 び 中 高 層 建 築 物 等 の 建 築 主 、 開 発 事 業 者 又 は 工 事 施 工 者 (以 下 「 紛 争 当 事 者 」 と い う 。) 」 を 「 紛 争 当 事 者 」 に 改 め る 。

第 17 条 の 2 第 4 号 中 「 建 築 工 事 」 の 次 に 「 、 既 存 建 築 物 の 解 体 工 事 」 を 加 え る 。

第 18 条 を 次 の よ う に 改 め る。

第 18 条 削除

第 21 条 に 次 の 1 項 を 加 え る。

4 第 2 項の 勧 告 を 受 け た 者 が 調 停 開 始 受 諾 勧 告 に 対 す る 回 答 書 に よ り 合 意 し な い 旨 回 答 し た 場 合 は 、 市 長 は 、 調 停 開 始 不 合 意 通 知 書 (第 14 号 様 式 の 2) に よ り 紛 争 当 事 者 に 通 知 す る も の と

する。

第23条の見出しを「(調停の打切りの通知)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(調停の結果の通知)

第23条の2 市長は、条例第26条の規定による報告を受けた場合で、当該報告が調停案の受諾に係るものであるときは、当該調停に係る結果について調停結果通知書(第17号様式の2)により紛争当事者に通知するものとする。

第1号様式中「(第5条)」を「(第5条第1項)」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式の2(第5条第2項)

				解	体	エ	事	計	画	0)	お	知	ら	せ				
敷	地の	地名	名 地	番	横	浜市	ĵ		[2	₹.								
解	延	ベ	面	積														m²
体	高			さ														m
エ	構			造														
事の	階数	文 •	棟	数										地上	階	地下	階	棟
概	着工	予 定	年月	日						年		月		日				
要	完 了	予定	年月	日						年		月		日				
	1 事	住		所														
発	注者	氏		名														
	本工事	住		所														
施	工 者	氏		名														
標	識設	置生	平 月	日						年	:	月		目				
する	この標言 る条例に 対められ	こ基づ	き設し	置し	たも	のて	です。	۔ ک	の解	な コ	[事							
	ì	車絡先	<u>.</u>									Ē	 直話		()		

(A3以上)

「(第1面)

第2号様式中「標識設置届」を<td rowspan="2" color="1" col

2 項」を「第10条第3項」に、「建ペい率」を「建蔽率」に改め、同様式注意3中「テレビ受信障害予測地域図」の次に「(高さが31メートルを超える中高層建築物を建築しようとする場合に限ります。)」を、「標識の写真」の次に「・実日影図」を加え、同様式を同様式第1面とし、同様式に次の1面を加える。

(第2面)

解体工事計画の概要

	敷地の	地名地	F	横浜市	区					
	延	べ面	積							m²
解休	高		さ							m
解体工事の概要	構		造							
か	階	数・棟	数			地」	上 階	地下	階	棟
要	着工	予定年	月日		年	月	日			
	完了	予定年」	月日		年	月	日			
解	体 工 事	住	所							
発	注者	氏	名			電話	()		
解	体 工 事	住	所							
施	工者	氏	名			電話	()		
	本工事計画 関 す る	住	所							
連	絡先	氏	名			電話	()		
	標識設	置年月	日		年	月	日			

(注意) 既存建築物の解体工事がない場合は、記入する必要はありません。

第 3 号 様 式 第 1 面 中

Γ

設計	一者	住	所																			
以印	1	氏	名					電	話				()					
工	事: 者	住	所																			
施工	者	氏	名					電	話				()					
建築	建築計画に関する	住	所																			
連 終		氏	名					電	話				()					
標識記	设置届	受付	番号																			
建築	物(の名	称																			
敷地	の地	1 番	横	浜	市			区														
標識設	置届货	出年	月日						年			月			日							
報	告	事	項	第	2	面	`	第	3	面	及	び	第	4	面	に	記	載	の	と	お	り

を

標識設置届受付番号 標識設置届提出年月日 年 月 日 敷地の地名地番 区 横浜市 建築物の名称 建築物の用途 住 所 設 計 者 氏 名 電話 () 住 所 事 施工者 氏 (名 電話) 建築計画 住 所 に関する 氏 名 電話 () 連絡先 報告 第2面及び第3面に記載のとおり 事 項

に改め、同様式第2面中

Γ

6	共同住宅の居室の	
	日照の確保	
7	その他	

を

╛

Γ

6	共同住宅等の居室
	の将来的な日照の
	確保
7	テレビジョン放送
	の電波の受信障害
	の対策
8	その他

に改め、同面注意中「6」を「7」に、「7」を「8」に改め、同様式第3面を削り、同様式第4面中「(第4面)」を「(第3面)」に改め、同面を同様式第3面とする。

第4号様式を削る。

第3号様式の2中「(第13条第1項)」を「(第13条)」に、 「同条例第13条第1項」を「同条例第13条」に、

Γ

敷地の地名地番横浜市区

を

Γ

敷	地	の ±	地名	地	番	横浜市	区
建	築	物	0)	名	称		

に改め、同様式を第4号様式とする。

第5号様式中「建築計画」の次に「・解体工事計画」を加え、

横浜市意見書交付年月日 年 月 日

を

Γ

ſ

横泊	兵市,	意見	書交付	寸年月	月日		年	月	日	
敷	地	Ø ±	也 名	地	番	横浜市	区			
建	築	物	の	名	称					
建	築	物	の	用	途					

に改める。

第6号様式及び第7号様式を次のように改める。

第6号様式(第15条第1項)

標識設置届 • 近隣説明等報告書取下届

建築取りやめ届

年 月 日

(届出先) 横 浜 市 長

 建築主
 住
 所

 氏
 名
 ®

(法人の場合は、名) 称・代表者の氏名)

電 話 ()

横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則第15条 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

標識設置届受付番号		
標識設置届·報告書 提 出 年 月 日		
敷地の地名地番	横浜市 区	
建築物の名称		
建築物の用途		
理		
由		
備		受
考		付 欄

(A4)

第7号様式(第15条第2項)

建築計画中止のお知らせ

建築取りやめ届

提出日

年

月

日

この標識は、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則に基づき設置したものです。

建築主:

連絡先:

電話

(A3以上)

第10号様式を次のように改める。

第 10 号 様 式 削 除

第 14 号様式の次に次の1 様式を加える。

第14号様式の2 (第21条第4項)

 第
 号

 年
 月

 日

調停開始不合意通知書

住 所 名

様

横浜市長

印

年 月 日の調停申出に対して、調停を求める相手方から横浜市建築・開発紛争調停委員会の調停に付することに合意しない旨の回答がありました。このため、調停は行いませんので、 横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則第21条第 4項の規定により、次のとおり通知します。

建築物・開発事業 の 名 称		
敷地・開発事業区域の 地 名 地 番	横浜市 区	
調停を求めた相手方の住所氏名		

(A4)

第 17 号様式の次に次の1 様式を加える。

第17号様式の2 (第23条の2)

 第
 号

 年
 月

 日

調停結果通知書

住 所 名

様

横浜市長

囙

年 月 日第 号による勧告を受けた調停の結果について、横浜市建築・開発紛争調停 委員会調停小委員会から報告がありましたので、横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係 る住環境の保全等に関する条例施行規則第23条の2の規定により、次のとおり通知します。

建の	築 物 •	開 発 事 名	業称	
敷の		発 事 業 区 名 地	域 番	横浜市 区
調住		相 手 方氏	の 名	
調	停	結	果	

(A4)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年2月1日から施行する。
 - (経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に第2条の規定による改正前の横浜市中高層建築物等の建築及び開発事業に係る住環境の保全等に関する条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、適宜修正の上使用することができる。